

平成27年第2回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月9日（火曜日）午前9時15分開議

本日の出席議員

議長（10番）	水垣 正弘君	副議長（9番）	大久保 武君
1番	国府田利明君	2番	大里 岳史君
3番	廣瀬 賢一君	4番	大久保弘子君
5番	上野 政男君	6番	中山 勝三君
7番	生井 和巳君	8番	相沢 政信君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	上野 真一君
秘 書 課 長	谷中 聰君	総 務 課 長	鈴木 一男君
企画財政課長	青木 良夫君	税 務 課 長	野村 勇君
町 民 課 長	塚原 勝美君	福祉保健課長	相田 敏美君
生活環境課長	内山 博君	産業振興課長	青木 喜栄君
都市建設課長	生井 俊一君	上下水道課長	柴森 米光君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	秋葉三佐男君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水書 正義君
公 民 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	青木 和男君	給食センター 所 長	鈴木 忠君
総 務 課 長 補 佐	生井 好雄君	企 画 財 政 課 参 事	中村 弘君

議会事務局の出席者

議会事務局長	高野 実	補 佐	小林 由実
--------	------	-----	-------

主 任 田神 宏道

議長（水垣正弘君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

平成27年6月9日（火）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求めることに関する請願

（常任委員長報告、審議、採決）

日程第3 議第1号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出について

日程第4 議員派遣の件

日程第5 閉会中の継続調査の件

閉 会

議長（水垣正弘君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

本日の会議におきましては、町広報係による写真撮影を許可いたしますので、ご了承願います。

ここで、脱衣を許可いたします。

本日は、手話通訳を許可しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

議長（水垣正弘君） 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、7番、生井和巳議員の質問を許します。

7番、生井和巳議員。

（7番 生井和巳君登壇）

7番（生井和巳君） 議長の許可が出ましたので、通告どおりマイナンバー制度について一般質問を行います。

マイナンバーは、国民一人一人に12桁の番号を割り振り、納税などの行政手続や預金口座の管理に適用する仕組みであります。今年10月から番号の通知カードが全国の世帯に送られ、来年から税、社会保障、災害対策の3分野で活用され、別の行政機関で管理していた所得や年金支給額、健康保険などの個人情報に結びつくことで事務作業の効率化や、公平な社会保障制度の実現に役立つと言われていました。

しかしながら、先日6月1日に発覚した日本年金機構への不正アクセスによる125万件という大量の年金情報が流出しました。成り済ましによる年金不正受給など、悪用のおそれも否定できず、万全の対応が求められ、巧妙化するサイバー攻撃と流出防止策のイタチごっこが続く中、マイナンバー制度導入を前に国民の不安は高まっております。番号の漏えいや個人情報の不正利用に対する国民の不安は根強く、2018年よりは預金口座にも番号が付与されるようで、一層不安が募るばかりです。個人番号が既に導入されている米国では、他人に成り済まして年金を不正に受給する問題が多発したそうです。日本年金機構の年金情報流出の問題で、国会の審議が流動的な面もあり、成立を危ぶむ話もあります。

平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。社会保障では、年金、医療、労働、福祉などで、年金の資格取得や確認、給付、雇用保険の資格取得や確認、給付、医療保険の給付の請求、福祉分野の給付、生活保護など。税に関しては、税務当局に提出する申告書、届出書、調書などの記載、税務当局の内部事務など。災害対策では、被災者の生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成事務

などであります。いずれも個人情報の漏えい、流出など発生すれば、仮に年金受給額や保険料納付実績が漏れれば影響は甚大で、高齢者個人の月々の年金収入が一目瞭然となるだけでなく、過去の納付履歴からは、厚生年金加入者であれば給与の水準もわかってしまいます。国民年金で保険料未納の期間があれば、生活に困窮していた可能性があるし、納付が法定免除されていれば生活保護を受けていたことが読み取れます。また、医療に関しても病状や障害者等の税に関しても、納税状況や滞納など個人のプライバシーに重大な影響があり、慎重かつ厳格な対策、対応が求められます。

また、民間事業者も税や社会保険の手続でマイナンバーを取り扱い、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続を行ったり、従業員からの源泉徴収にして税金を納めたり、証券会社や保険会社等の金融機関でも、利金、配当金等の税務処理を行っており、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となり、企業や団体にお勤めの方や金融機関とお取引のある方は、勤務先や金融機関に本人や家族のマイナンバーを提示する必要があります。

なお一層の情報の管理の徹底が必要なことと思います。マイナンバー制度の施行を目前にどのような方策をとるのかを答弁願いたいと思います。

議長（水垣正弘君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） 7番、生井議員の一般質問にお答えいたします。

マイナンバー制度は、国民一人一人に12桁、法人に13桁の番号を割り振り、マイナンバー法により社会保障制度や納税に関する情報を一元的に管理するもので、正式名称は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律であります。また、マイナンバー制度の施行日は平成27年10月、利用開始は平成28年1月以降となります。

具体的には、年金や納税など異なる分野の個人情報を照合できるようにし、行政の効率化や公正な給付と負担を実現し、手続の簡素化による国民の負担軽減を図ることを目的としております。税の分野では、税務署に提出する確定申告書、法定調書など。市町村については、住民税申告書、給与支払い報告書などにマイナンバーの記載が必要になります。

そこで、議員ご指摘の情報流出に対する危機管理についてではありますが、当町におきましては組織内の情報セキュリティーを確保するための方針や手順等を包括的に定めた

八千代町情報セキュリティポリシーがございます。この中には、高度情報化社会の進展に伴う個人情報の流出事故やホームページの改ざん、コンピューターウイルス侵入等の発生を想定し、事故の未然防止、事故発生の際の復旧対策など、情報セキュリティ基盤の強化を図るべく必要な対策等が講じられておりますので、職員等の遵守義務の認識とともに危機管理対策を積極的に進めてまいります。

また、今般日本年金機構においての大量の個人情報が流出する事案の発生を受けて、総務省自治税務局から市町村税制担当宛て、情報などの適正管理についての注意喚起がなされております。当該事案の内容をつぶさに精査し、問題点などを把握し、対処してまいりたいと考えております。

税務課におきましては、大量かつ重要な個人情報を管理しておりますので、改めまして一人の不注意が情報システム全体を危険にさらし、個人に係る重要情報の流出につながりかねないということを自覚し、慎重に対処してまいりたいと考えております。

議長（水垣正弘君） 町民課長。

（町民課長 塚原勝美君登壇）

町民課長（塚原勝美君） 7番、生井議員の一般質問にお答えいたします。

マイナンバー制度について、情報流出に対する危機管理はどのようにするのかのご質問でございます。

マイナンバー制度とは、社会保障・税番号制度とも言われます制度のことで、住民票を有する町民一人一人に町が12桁の番号を付番し、この12桁の番号、マイナンバーを国の機関や地方公共団体などが社会保障、税、災害対策の3分野で活用することにより、公平、公正な社会、社会保障がきめ細やか、かつ的確に行われる社会、国民にとって利便性の高い社会等を実現するための社会基盤とすることを目的としています。

マイナンバーは、住民票コードを基礎にして生成され、住民基本台帳システムで管理、また情報提供ネットワークを通じて運用されますが、両方ともインターネットにつながらない回線で構築されていますので、直接外からのウイルス攻撃を受けることはありません。さらに、マイナンバー制度を実施するに当たっては、より強力な防御装置を町に整備するよう国から求められております。

また、マイナンバー制度下における個人情報の取り扱いについては、それぞれの機関が保有している情報を特定の機関に集約し、集約した情報をそれぞれの機関が閲覧できる一元管理をとらず、情報はそれぞれの機関が保有し、他の機関の情報を必要とする場

合にはその都度情報のやりとりをする分散管理の方法をとるため、マイナンバーにひもつく情報が一度に漏えいすることはないとされております。

なお、平成27年10月以降住民票を有する全町民に個人番号が簡易書留にて送付されます。このとき個人番号カードの交付申請書が同封されますが、これにより個人番号カードを申請した方には、平成28年1月から順次町より個人番号カードが交付されます。交付の際には本人確認を慎重に行い、誤交付をしないよう確実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 7番、生井議員の一般質問にお答えいたします。

マイナンバー制度について、情報流出に対する危機管理はどのようにするかについてでございますが、まずこのたびの日本年金機構の個人情報の流出については、職員の端末に対する外部からのウイルスメールによる不正アクセスにより、日本年金機構が保有している個人情報の一部である約125万件の個人情報が外部に流出したとのこと。このように情報資産を脅かす脅威として、機密情報へ不正アクセス、漏えい、データの改ざんやサービスの停止などが挙げられます。今回のケースについても、数人への不審な通信がウイルスへの感染や情報漏えいといった脅威につながったケースであると思われる。

本町においては、今回の年金機構のような不正アクセスがあったとしても、基幹系のシステムについてはインターネットへの接続はしておりませんので、情報流出が起きないような対策をしております。

福祉保健課では、生活保護、障害福祉、児童福祉や介護保険といった社会保障分野の事務を行っており、これらに関する多くの個人情報を保有しております。個人情報保護の重要性を認識し、八千代町個人情報保護条例に基づき個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で適正な取り扱いをしているところでございます。情報管理についても、情報のセキュリティー対策について職員一人一人がその重要性を理解し、自覚を持って適正な管理をしております。

そのような中で、マイナンバー制度を導入するに当たっては個人番号の漏えい、滅失、または毀損の防止、その他の個人番号の適切な管理のために特定個人情報に関する安全

管理措置を関係各課で検討しております。具体的には、個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化、特定個人情報等の範囲の明確化、事務取扱担当者の明確化、基本方針の策定、取扱規程の見直し等でございます。

今後も時代の変化に対応した適切な個人情報の安全管理が行えるように努めてまいります。

議長（水垣正弘君） 7番、生井和巳議員、再質問はありませんか。

7番（生井和巳君） 終わります。

議長（水垣正弘君） 以上で7番、生井和巳議員の質問を終わります。

次に、3番、廣瀬賢一議員の質問を許します。

3番、廣瀬賢一議員。

（3番 廣瀬賢一君登壇）

3番（廣瀬賢一君） ただいま議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

きょうは3点でありますけれども、1に西南医療センター病院八千代診療所について、そして議会議員の報酬について、そして町民への受付対応について質問したいと思います。

第1点目は、八千代診療所の時間についてであります。今年4月より診療所の時間が月曜日、水曜日、金曜日の午前中のみとなりました。そして、また土曜日がそれに加えられておまして、毎週ではございません。診察を受けられていた患者は、大変不便になっていると思います。従来のような診療時間に戻るように、町からも要望するべきではないでしょうか。どのような考えをしているかお伺いいたします。町長と福祉保健課長をお願いいたします。

2点目でありますけれども、議会議員の報酬についてです。報酬については議員みずから話し合い、協議、検討すべきものであると思いますが、町として議員報酬の額についてどのように考えているか、また、報酬を減額し、議員の定数をふやすようなことがあると思うか、考えがあるかをお伺いしたいと思います。これについては、町長と総務課長をお願いしたいと思います。

それで、最後でありますけれども、3点目、役場の受付の対応についてであります。総合案内、各課の窓口の対応は大変重要なものであります。特に町民課においては、たくさんの方々が来ると思われます。どのように対応していますか、お伺いしたいと思います。

ます。町民課長にお願いいたします。

以上3点をよろしく申し上げます。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 3番、廣瀬議員の一般質問にお答えいたします。

茨城西南医療センター病院八千代診療所について、診療時間の延長についてでございますが、議員がおっしゃるとおり、4月1日から診療時間の変更によりまして、3月までの診療体制から火曜日の診療日が削減されまして、また午後の診察も削減されている状況にあります。そして、茨城西南医療センター病院の医師が交代で診療に当たっております。

八千代診療所は、開設からご承知のとおり11年が経過しており、地域住民の健康生活の一翼を担うとともに、本院と病診連携を密に行い、本院の医師と協力しながら質の高い医療を提供いただいております。

本町の医療機関は、隣接市町に比較して少ないため、町民が安心して暮らせるためには医療機関の確保が必要であると思っておりますので、八千代診療所の診療時間を延長していただけるような対応が重要であると考えております。

議長（水垣正弘君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 3番、廣瀬議員の一般質問にお答えいたします。

議会議員の定数に関しましては、地方自治法の規定により条例で定めることとされており、当町におきましても議会議員定数条例により定数は14人と定めているところでございます。

また、議会議員の報酬に関しましても、地方自治法の規定により条例で定めなければならないとされており、八千代町特別職報酬審議会の審議を経て、議員報酬等に関する条例により定めているところでございます。

定数及び報酬に関しましては、これまで行財政改革を進める中で検討を重ねてきたものであり、県内の自治体と比較しましても妥当なものと認識いたしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 町民課長。

（町民課長 塚原勝美君登壇）

町民課長（塚原勝美君） 3番、廣瀬議員の一般質問にお答えいたします。

町民への受付対応についてのご質問でございます。総合案内では、来庁されましたお客様にご用件を伺いまして、該当する担当課のご案内をしております。その場合、お客様に与える第一印象が大変重要であり、町民サービスの基本となっておりますので、職員一同、明るくさわやかに対応するよう努めているところでございます。

各課におきましても、窓口にいらっしゃいましたお客様から職員がご用件を伺いまして、丁寧な対応に努めております。しかし、時間帯や曜日によりまして混雑する場合がありますので、そのようなときでもお客様を余りお待たせすることがないように速やかな対応に心がけているところでございます。また、職員が何げなく行っている動作でもお客様がぞんざいだと感じ、気分や感情に影響を与えることもありますので、自分の言動がお客様にどう映っているかを考えながら、お客様と接するよう指導しております。

お客様と信頼関係を築くためには、第一印象、挨拶、言葉遣い、思いやりの心が大切であり、笑顔はお客様に対しまして好印象を与える一番のポイントでありますので、職員一人一人が常に明るく丁寧な対応を心がけてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 3番、廣瀬議員の一般質問にお答えします。

茨城西南医療センター病院八千代診療所の診療時間の延長についてでございますが、八千代診療所は本町の医療体制の充実を図る目的で町の中央に診療所の整備をするため、開設から11年が経過する中で、町民になくてはならない医療機関になっております。平成27年4月から診察日が月曜日、水曜日、金曜日の午前中に変更になったことに対しまして、平成27年2月に茨城西南医療センター病院長に水垣議長とともに診療体制の継続を要望したところでございますが、その結果、従来どおり第1、第3土曜日の午前中についても診療継続いただけることになりました。

今後につきましても、診療時間の延長につきまして要望してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

続きまして、議会議員の報酬につきましては、ただいま担当課長から答弁したとおりでございます。定数及び報酬に関しましては、これまで行財政改革を進める中で検討を重ねてきたものであり、県内の自治体と比較をいたしましても妥当なものとしてお

りますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） 3番、廣瀬賢一議員、再質問はありますか。

3番、廣瀬賢一議員。

（3番 廣瀬賢一君登壇）

3番（廣瀬賢一君） ただいま1番から3番まで答えていただきましたけれども、特に八千代診療所については、傍聴席にいる方も同じだと思いますけれども、特に午前中のみというのは、体のぐあいが悪くなった場合には一番困るのではないかと思います。

そして、また町長が初めに公約でつくった病院でありますので、なるだけそういう時間の延長も、先ほど言いましたように公約として、何としても時間を進めていきたいと思っております。

特に先ほど言いました第1土曜日、第3土曜日も午前中のみだというような話を聞きましたけれども、なかなかそれでも実際には困ると思うので、実現をお願いいたします。

2点目でありますけれども、特に2点目は自分のことであれなのですけれども、実際には議員の報酬は、先ほど言われましたように規定で決まっている話でありますけれども、私本人からしてみると給料5万円、そして定員を20名ぐらいにして、月にかなり少なくなって経費も少なくなるのではないかと。

また、それ以外では、出日日当あたりもこうやっていただければ、そういう形でもいいのではないかなと思うような考えをしておりますので、特にもう一度再質問をお願いしたいと思います。

そして、3点目ですけれども、先ほど町民課長さんから言われましたように、一人一人を一生懸命考えているような感じをいただきました。ところが、役場へ来るのがもう本当にびやびやしながら来るようなお客さんもおります。そういう中で、特に来たら、誰が来たのかなと目をじろっとしただけで、もう一般の方が対応に対して困ったような感じを受けておりますので、そういうのもこれからも気をつけて考えてもらいたいと思っております。

以上でございます。お願いいたします。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 3番、廣瀬議員の再質問にお答えをいたします。

茨城西南医療センター病院の八千代診療所の診療時間につきまして、診療時間が少な

くなくて患者の方、それから体調がすぐれなくなったときに、必要に応じてやはり診療所で対応していただくということが、非常に重要かと思えます。

今後も診療時間の延長につきまして、さらに従来の時間、もしくはそれに準ずるような形で診療時間が確保できますように、要望してまいりたいと考えております。

議長（水垣正弘君） 町民課長。

（町民課長 塚原勝美君登壇）

町民課長（塚原勝美君） 廣瀬議員さんの再質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃいますとおり、役場にお見えになるお客様は大変不安になっていると思いますので、窓口で対応する職員、それから総合案内を担当している職員につきましては、明るくさわやかに対応するように心がけてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 総務課長。

（総務課長 鈴木一男君登壇）

総務課長（鈴木一男君） 3番、廣瀬議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど議員さんより出日日当、あるいは月額の見直し、また定数の変更等ということでご提案がありましたが、最近、全国で唯一議員報酬の日当制を導入しているという福島県の矢祭町の議会におきましては、議会において報酬制度の見直し、また日当制を月額制に戻すというようなことで、ただいま議論が続いているというような内容でございます。

そういった背景もありまして、今後社会情勢や財政状況、また月額制や日当制の今後の動向等、また幅広い議員活動への影響等を考えながら、今後のあり方につきまして検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 西南医療センターの診療時間の延長ということでございまして、この間事務員に、どうですか、お客のほうはと聞きましたら、診療患者については前どおり確保しているということでございまして、経営的には今の体制ということでございます。

病院も非常にでかい病院ほど困っておりますので、西南医療センターの一つの改革ということでございまして、西南医療センター等におかれましては3つの薬局を導入して

院外ということでやっております。町でも西南医療センターへ500万円ぐらいの援助をしております。また、交付税で算入してくれるということで、30万円ぐらい出してあります。そういう事情がありまして、西南医療センター等におかれましては、前田先生というのは副院長格ということで、診療所は副院長格でなくては開設できないという事情がございます。病気は待っておれませんが、できるだけ町で医師を確保して、一人の医師を確保するには30万円ぐらい出せば確保できると言われておりますが、できるだけ延長してもらって、先ほど申しあげました病気は待っておりませんので、病気は前もってかかる人もおりませんので、今の場合にはできるだけ救急車を頼んで、近くの病院に行ってもらうほかありません。できるだけ努力していきたいと思っております。

続きまして、報酬、日当制、境町も値上げしております。ただいま矢祭町では日当3万円ということでございまして、矢祭町においても今考えているということでございませぬ。

住基ネットも矢祭町は切断をして町は受けておりませんが、今度はマイナンバー制度ということで、住基ネットも導入しなくてはならないという実情でございませぬ。日当を5万円にしてもなかなか、定数をふやしては同じでございませぬので、できるだけいろいろ、少ない場合には八千代町の報酬は、特別報酬審議会がありますので、できるだけ議員さんのことも、優遇ではございませぬが、適正な報酬を払って活躍していただきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問はありませんか。

3番、廣瀬賢一議員。

3番（廣瀬賢一君） 3点目ですけれども、第1点目の診療所、そして議会、そして町民の対応について、これを検討していただくようにして、終わりにしたいと思います。

以上です。

議長（水垣正弘君） 以上で3番、廣瀬賢一議員の質問を終わります。

次に、11番、小島由久議員の質問を許します。

11番、小島由久議員。

（11番 小島由久君登壇）

11番（小島由久君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある項目順に一般質問をいたします。

1点目として、プレミアム商品券販売について質問をいたします。プレミアム商品券

は、国の地域住民生活を緊急支援のため、交付金を活用して町民の購買意欲を喚起し、地域商業の活性化と地域経済の振興を図ることを目的とし、国が3,961万7,000円の交付金と、町の一般財源から88万3,000円を支出し、4,050万円の予算で1万1,500セット販売する予定になっております。完売した時点で終了することになります。

商品券の購入は、1家庭で1セット1万円から5セット5万円まで購入することができ、1万円が1万3,000円の買い物ができるプレミアム商品券であり、商品券の内訳は1,000円券が11枚、500円券が4枚で1万3,000円の商品券がもらえることとなります。使用期間は平成27年6月28日から平成27年11月30日月曜日であり、平日のみ販売となっております。商品券販売対象は、八千代町内在住または在勤、在学の方となります。プレミアム商品券販売については、一般消費者にはまだまだ伝わっていないと思いますので、末端まで伝わるようなPRをしていただきたい。

また、全員協議会の説明では、6月1日に町の広報紙に掲載し、6月15日に各家庭にパンフレットを配布という説明ですが、6月中のことですので、早急に対応していただきたい。そこで、2点ほど町長にお伺いいたします。

1つ目として、プレミアム商品券販売により、町にとってどのような効果があるのか。

2つ目として、プレミアム商品券の使用期間が5カ月と短い期間であり、何らかの事情で期間内に使用できない場合は、商品券は無効となり、商品券は紙くずとなるのか。また、期限が過ぎても使用することが可能なのか、この2点について町長の答弁を求めます。

2点目として、いばらき高齢者優待制度について質問をいたします。茨城県では、いばらきシニアカードを発行し、高齢者の積極的な外出を促進し、自身の健康増進やひきこもりの防止につなげ、高齢者を地域、企業、行政が一体となって支え合う社会の構築を目指して、茨城県では平成26年12月からいばらき高齢者優待制度を開始しています。いばらきシニアカードは県南にお住まいの65歳以上の方が対象で、県内の各協賛店舗にいばらきシニアカードを提示すると、協賛店舗の設定した割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードであり、茨城県内であれば他の市町村の協賛店舗でも利用することができます。いばらきシニアカードは、お一人様1セットに限り、8,000円で1万3,000円の買い物ができるプレミアム商品券が購入できるシニアカードであります。

いばらきシニアカードの交付場所は、八千代町役場1階福祉保健課内、申請者は本人であること。申請に必要なものは住所、氏名、生年月日が確認できるもの、保険証また

は運転免許証等を持参していくこと。いばらきシニアカードを多くの方に利用していただくようプレミアム商品券のPRと一緒にPRをしていただきたい。八千代町にとっては65歳の方は今現在何名ぐらいいるのか、町長にお伺いいたします。

3点目として、いばらき子育て家庭優待制度について質問いたします。いばらき子育て家庭優待制度とは、6県連携で、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、埼玉県の優待カードも取得できます。茨城県では、子育て家庭を社会全体で応援し、子ども連れでの外出を温かくサポートできる地域づくりや、子どもを持ってよかった、子育てが楽しいと感じられる環境づくりを進めるために、いばらきキッズクラブカードをつくり、プレミアム商品券が割引価格で購入できるカードであります。

いばらきキッズクラブカードは、茨城県にお住まいの妊娠中の方または年度内に満18歳に達するお子様、平成9年4月2日以降に生まれている家庭にカードを配布し、協賛店に提示すると料金割引やスタンプサービスなど、独自の優待サービスを受けられる制度であります。

カードの交付枚数は1世帯1枚です。下にお子さんが生まれた場合は、再交付申請すれば新しいカードが再交付されるというカードであります。カードの申請には、身分証明書、運転免許証または健康保険証が必要になります。妊娠した場合は、1人目のお子さんの母子健康手帳と同時に受けることができます。申請の場所は、八千代町役場1階福祉保健課児童福祉係及び保健センターです。

いばらきキッズクラブカードは1セット限りで、プレミアム商品券が8,000円で1万3,000円の買い物ができる商品券が購入できます。ただし、いばらきシニアカードと合わせた予算が500万円であります。予算が終了した時点で終了となります。18歳以下の子どもさんを持つ家庭の多くの方に利用していただけるようプレミアム商品券のPRのパンフレットに載せていただきたい。

また、制度開始時のみ、県では県内の保育所や幼稚園、小、中、高等学校を通じて配布をしますとしていますが、当八千代町としても保育所や幼稚園、小、中、高等学校等に配布をしているのか、町長の答弁を求めます。

以上で一般質問を終わります。再質問いたしませんので、明確な答弁をお願いいたします。まして私の一般質問を終わります。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（相田敏美君） 11番、小島議員の一般質問にお答えいたします。

いばらき高齢者優待制度についてでございますが、これは小島議員のおっしゃるとおりの目的で、平成26年12月からスタートした制度でございます。協賛店舗における優待内容は負担にならない範囲で自由に設定されておりますが、当町では現在広域店舗も含め8店舗が協力事業所として登録されております。

いばらきシニアカードは、福祉保健課において申請書に記入いただき、身分証明書などで本人確認を行った上で交付しておりますが、この際に非常時にも役立つようご本人のお名前、住所、生年月日なども併せてカード裏面に記入いただくようお願いしております。

交付に当たっては、このほかに高齢者の便宜を図るため、ひとり暮らし高齢者台帳に登載されている方に対しては、民生委員を通じて配布したり、老人クラブ会員の希望者には各単位老人クラブを通して配布したりいたしまして、八千代町の65歳以上の方、6月1日現在で5,856人でございますが、5月31日までに942枚を交付しております。

今後プレミアム商品券の発売に伴い、いばらきシニアカード所持者はさらに1セット限り2,000円の割引で購入できることになるため、広報紙への再掲載や介護保険料の決定通知に案内チラシなどを同封するなど、引き続きいばらき高齢者優待制度の一層の周知に努めてまいります。

次に、いばらき子育て家庭優待制度について、いばらきキッズクラブカードについてでございますが、小島議員おっしゃったように、茨城県ではいばらき子育て家庭優待制度を実施しており、妊娠中の方や18歳の年度末までのお子さんのいる家庭1世帯に1枚いばらきキッズクラブカードを配布し、協賛店に提示すると料金割引やスタンプサービスなどの優待サービスが受けられる制度でございます。サービスについては、協賛店のご厚意により運用されており、茨城県子ども家庭課のホームページで協賛店舗、施設やサービス内容の情報が閲覧できます。

八千代町プレミアム商品券購入の際にいばらきキッズクラブカードを提示すると、カード1枚につき1セットに限り2,000円割引で購入できます。この割引は、県の補助事業により実施されるものです。今月児童手当の受給者1,605名に対して現況届のお知らせを送付する通知に、いばらきキッズクラブカードとプレミアム商品券についてのチラシを同封しまして、制度の一層の周知に努めてまいります。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 11番、小島由久議員の一般質問にお答えします。

この商品券事業は、国の経済対策の交付金を利用して町が商工会に事業の運営をお願いしているものであります。商工会では、実行委員会を組織いたしまして実施していただいているところでございます。

ご質問のプレミアム商品券の販売により、町にどのような効果があるかについてでございますが、この商品券は町内限定で使用できるものでありますので、販売する1万1,500セットが全て利用されると約1億5,000万円が消費されることになり、経済効果は2億円を超える効果が期待されております。ちなみに下妻市では10%、1万1,000円の経済効果で、八千代町におかれましては30%ということでございます。商品券等におかれましては1万3,000円の商品が購入できるので、1世帯最大で5セットまで購入できます。また、町内の商工業の方も、プレミアム商品券の利用をきっかけに消費がより拡大するものと考えております。

この商品券は、消費者とともに商工業者にも大変有利な事業になっておりますので、ぜひこれを契機として、町内での消費の喚起と町の活性化が図られるものと期待するところであります。

続きまして、商品券は有効期限が過ぎても使用できるかでございますが、プレミアム商品券の使用有効期間は6月28日から11月30日までとなっております。この商品券を発行する場合、6カ月を超える場合は国へ申請する必要があります。このことから、ほとんどの市町村は6カ月以内の期間限定としております。八千代町もその範囲で設定いたしました。商品券は有効期限を過ぎた場合使用できなくなりますので、期間が終了近くになりましたら「広報やちよ」やチラシ等で商品券の使用を促す周知を考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

続きまして、いばらき高齢者優待制度の概要及び本町の取り組み状況につきましては担当課長の答弁したとおりであります。高齢者が生きがいを持って豊かに暮らしていけるよう、自身の健康増進やひきこもり防止を目的としたこの高齢者優待制度を多くの高齢者に活用していただけるように、今後とも一層の推進に努めてまいります。

八千代町の高齢化率は今現在26%ということでございまして、担当課長が申し上げましたように6月1日現在で5,856人となっております。

続きまして、いばらき子育て家庭優待制度につきましては、もう担当課の答弁したとおりでありまして、八千代町では子育て家庭を応援し、子育てが楽しいと感じられる環

境づくりを進めるため、いばらき子育て家庭優待制度を実施しております。

平成19年に制度が開始された際には、小、中、高等学校、幼稚園、保育園を通じて18歳の年度末までのお子さんがある家庭に、いばらきキッズクラブカードを配布いたしました。

プレミアム商品券購入割引もございますので、子育て家庭にチラシを送付し、制度の周知を図っているところでございます。今後とも子育て支援の充実に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 以上で11番、小島由久議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時13分）

議長（水垣正弘君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時26分）

議長（水垣正弘君） 次に、2番、大里岳史議員の質問を許します。

2番、大里岳史議員。

（2番 大里岳史君登壇）

2番（大里岳史君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

私の質問は1つだけです。この問題は、けさの朝日新聞にも載っていました。今八千代町においてうわさされています、町長が去年の8月中にやちよ乃湯憩遊館で行われた歌謡ショーにおいて一般女性に対しみだらな行為をしたということで、下妻警察署に告訴されているのは本当かということでもあります。

このことを町長は今どう思っているのか。公人として町長は答える義務があると思います。町民はもとより、近隣市町村も注目している問題であります。国府田議員も同じ質問をやりますので、再質問はいたしませんので、町民に対し明確な答弁をよろしく願います。

以上です。

議長（水垣正弘君） 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 2番、大里議員の一般質問にお答えいたします。

ご質問の件につきましては、私個人のことでございますので、発言は差し控えさせていただきます。

以上です。

議長(水垣正弘君) いいですか。

2番(大里岳史君) 結構です。

議長(水垣正弘君) 以上で2番、大里岳史議員の質問を終わります。

次に、1番、国府田利明議員の質問を許します。

1番、国府田利明議員。

(1番 国府田利明君登壇)

議長(水垣正弘君) ここで、国府田議員から申し出がありました資料の配付を許可いたします。

(職員資料配付)

1番(国府田利明君) ただいま議長の許可をいただきましたので、私の通告してある3項目の一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

1項目めとして、町長の告訴事件について、2項目めといたしまして八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、3項目めといたしまして合併問題についてでございます。

先ほど町長のほうから大里議員の質問に対して答弁のほうになされたわけですが、答弁のほうは私的な問題というふうなことで返答というふうな形の答弁をなされたかというふうに思いますが、私的な問題であっても、例えばこれが家庭内の争議だつたりの争いという内容であれば、公的な場である議会で取り上げるべきではないというふうに思います。ただ、私的な事柄であっても、立場、内容によっては、例えば飲酒運転など、そういった場合なんかは、そういうことに公職にある者が、その疑いも含めて町民から信頼を失ったということを踏まえて、答弁をする義務が私はあるというふうに考えております。

まず、1項目めといたしまして、町長の告訴事件について。この質問は、先ほど大里議員も取り上げられていますので、重ならないように私なりの観点から質問をさせていただきます。今年3月宮城県大衡村の村長が女性職員にセクハラやパワハラをしたとし

て提訴され、辞任に追い込まれるという事件があったのは、記憶に新しいことと思います。村長は、辞任と同時に村長の不信任決議をした村議会も解散、村長の逆ギレ解散とも言われました。村長だけでなく、村議会議員の選挙も行われました。辞任した村長は、村長選挙には立候補はされませんでした。

さらには、東京都議会でセクハラやじの問題、そういった公職にある者のセクハラ事件が続く中、今回の告訴事件についても多くの町民から、一体どうなっているのか、議会でちゃんと取り上げてほしいなどという声が、私のところにも寄せられています。しかしながら、町長のセクハラが本当にあったのかどうか、この事件の真偽の情報は定かではありませんし、それを証拠や証言、事実に基づいて明らかにしていくのは、警察そして裁判所の役割であります。もとより、私も議会は周囲の動向に惑わされないで、捜査の推移を重大な関心を持って見守っていくしかないわけです。

ただ、問題は、今回の町長に対する告訴問題が多くの町民に動揺を与えて、町政への信頼感の失墜を招くような事態になっていること。町政への信頼を損ねたことに対する町長や町の責任は問わなければならないというふうに考えています。

ここから質問のほうに入らせていただきます。1点目として、町長は町政の信頼を損ねるような事態になっていることについて真摯に受けとめ、公職にある者としてもっと慎重に行動して、町政の信頼回復に努めていくべきだと思いますが、こうした事態に対する認識と町政への回復についてどのようなお考えなのか、町長にお伺いをいたします。

2点目といたしまして、さらにこの問題に対する町民への説明責任が町にあるというふうに考えますが、町はどのように説明責任を果たしていくのかを副町長にお伺いをいたします。

さらに、この事実とは別として、こうした問題が起こっているわけですから、改めてセクハラやパワハラ、ドメスティック・バイオレンスなどについて町長と副町長、お二方の認識をお聞かせください。

続きまして、2項目めの八千代町のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして。政府は、地方創生をスローガンに地域の活性化と人口減少対策のために総合戦略の策定に乗り出しました。若者にとって魅力のあるまちづくり、人づくり、仕事づくりを推進し、地方から東京圏への一極集中が続く中、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を食い止めることが狙いです。

第2次安倍内閣発足後、安倍首相は景気回復を全国津々浦々で実感できるようにする

と言ってきました。しかし、必ずしも地方の問題に大きなウエートを置いてきたわけではありません。ところが、昨年5月に日本創成会議・人口減少問題検討分科会が公表した今後の人口減少予測をもとに、消滅可能性のある自治体をリストアップした報告書が大きな反響を呼びました。消滅可能性都市の候補に挙げられた自治体からは、異論や反論もありましたが、危機意識が共有をされました。それが安倍内閣に軌道修正を迫ることになり、昨年まち・ひと・しごと創生本部の設置、地方創生関連2法の制定、さらにまち・ひと・しごと創生の長期ビジョンと総合戦略が閣議決定されたわけであります。

地方の活性化対策には、歴代の政権でも数々取り組まれてきました。1988年から1989年、竹下内閣では、ふるさと事業として全国の市町村に1億円を交付いたしました。1999年小渕内閣では、15歳以下の子どもがいる家庭と65歳以上の高齢者に対して2万円分の地域振興券を交付しました。2007年の第1次安倍内閣では、頑張る地方応援プログラムに取り組みました。そして、2011年の民主党の菅内閣では、地域自主戦略交付金として、一部を自治体が自由に使い道を決められる一括交付金に切りかえました。さまざまな政策が地域活性化や少子化対策で行われましたが、十分な効果が上げられたとは言えませんでした。

そうしたことを踏まえて、まち・ひと・しごと創生本部は、今回の地方創生は従来の取り組みの延長線上にはない、次元の異なる大胆な政策と中長期的な観点から、確かな結果が出るまで実現をしていくと、きちんと宣言をしています。そして、最大の課題は、いかにそれぞれの地域がこの長期ビジョンや総合戦略に基づいた具体策を描いて、それを実行できるかどうかにあるというふうに思います。

ここから質問に入らせていただきます。

1点目としまして、地方創生についてどのように受けとめているのか。そして、地方創生に対する町の問題意識を町長のほうにお伺いをいたします。

2点目といたしまして、八千代町としての2060年までの人口ビジョンが策定をされて、国の総合戦略4つの基本目標、「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」をもとに、八千代町の実情に応じた政策分野ごとの5年後の基本目標を設定するということが全協で企画財政課長からありましたが、具体的な中身はどのようなになっているのか。

そして、配付資料にさせていただきました中から質問させていただきますが、国から

地方創生人材支援制度というのが各地に策定されている中で、高萩市、常陸太田市、桜川市の各市に1名ずつ派遣をされています。この派遣期間は2年間というふうになっておりますが、当町ではそういった人材を派遣する考えがあるのかどうかを企画財政課長に、その点もお伺いをいたします。

4点目といたしまして、八千代町の第5次総合計画の基本計画の制定方針も示されていますが、この総合計画と地方創生総合戦略の関係及び整合性についての説明を企画財政課長にお願いをいたします。

続きまして、3項目めの合併問題でございます。平成の大合併の中で、八千代町はどことも合併をせず、単独の道を選択いたしました。五霞町や境町など近隣には当町と同じように合併を選択しなかった町がありますが、地方創生総合戦略や総合計画後期基本計画を策定する前提として、今後の合併に対して当町も慎重に考えていかなければならないというふうに思っています。

八千代町周辺で中心市の要件を満たしているのは筑西市、常総市、つくば市、土浦市、これらの市が中心市宣言をした場合、八千代町として連携を模索する考えがあるかどうかぐらいは、はっきりさせておくべきだと私は思います。

また、先に述べました地方創生の4つの基本目標の中に、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という文言がありますが、それを言いかえて、定住自立圏における地域連携の推進と表現をされている国の文書があります。この定住自立圏構想とは、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から大都市圏への人口流出を食い止める狙いととも、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択を提供し、地方圏への人の流れをつくり出す政策です。

具体的には、市町村の主体的な取り組みとして、中心市の都市機能と近隣市町村の農林水産業、自然環境、歴史、文化などそれぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含めて相互に役割を分担し、連携、協力することにより、地域住民の命と暮らしを守るために圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策で、平成21年7月から全国展開し、現在取り組みが進んでおります。

ここから合併問題について質問に入らせていただきます。

1点目として、合併についてどのように考えているのか。また、今現在、近隣市町村とのそういった話し合い等はあるのかどうかを町長にお伺いいたします。

2点目といたしまして、先ほど言った国の示す地方創生総合戦略には、定住自立圏における地域連携の推進と書かれているわけですが、この定住自立圏に対する八千代町のお考えを副町長にお伺いをいたします。

この3項目の質問をして、執行部からのご答弁をいただきまして、必要であれば再質問させていただきたいと思います。

議長（水垣正弘君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 1番、国府田議員のご質問にお答えいたします。

八千代町のまち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問でございますが、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が公布、施行されたことによりまして、国におきましては平成26年12月に2060年までのまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び2019年度までの5カ年のまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されてございます。

地方創生は、まち・ひと・しごと創生法第1条にあります「将来にわたって活力ある日本社会を維持していく」ため、国、地方が一体となって取り組むべき課題であり、それには地方が主役となってなすべきものと受けとめております。

本町におきましても、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しながら、人口減少や地域の課題に対応するため、今後目指すべき将来の方向性を提示する人口ビジョンと今後5カ年の基本的な目標や施策の基本的方向、さらには具体的な施策をまとめました八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するものでございます。

人口ビジョンの策定に当たりましては、2060年までを基本といたしまして、国が示す調査分析項目を参考にいたしまして、八千代町の人口の現状分析、あるいは今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を整理することになると思います。

総合戦略の策定につきましては、国の総合戦略の基本目標であります「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」、これら4つの基本目標をもとにいたしまして、八千代町の実情に即した政策分野ごとの5年後の基本目標を設定することになります。具体的には、今後検討されるような形になるかと思っております。

また、政策分野ごとに講ずべき基本的方向と具体的な施策を盛り込み、施策の効果を客観的に検証できる重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定することになっておりま

す。

策定の体制につきましては、外部の有識者会議といたしまして21名の委員さんから成ります八千代町まち・ひと・しごと創生戦略会議を設置いたしまして、議会の代表の方を初めといたしまして各界の代表者の方々からご意見等をいただきながら、策定をしていきたいと考えてございます。町民の皆様方からにつきましては、アンケート調査、あるいは意識調査を実施する予定でございます。また、役場内部におきましては、町長を本部長に特別職、課長等により構成しますまち・ひと・しごと創生本部を設置して、本庁一丸となって策定を進めております。

また、八千代町第5次総合計画につきましては、本年度に後期の基本計画を策定いたしますので、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たりましては、整合性を図りながら策定してまいりたいと考えております。

もう一点ですけれども、地方創生、人材支援制度で、先ほど国府田議員の資料を配付させていただきましたけれども、これにつきましては概要が書いてございますけれども、地方創生推進に当たりまして、国あるいは民間のそういった人材を利用して創生に励んでいただきたいという制度であるかと思えます。趣旨的には、地方創生に積極的に取り組む市町村に対しまして、意欲と能力のある国家公務員、あるいは大学の研究者、あるいは民間の人材を市町村長の補佐役として派遣し、地域に応じた処方箋づくりを支援するというふうなことかと思えます。

具体的には、政府では100市町村を想定しておりますけれども、昨年11月、国のほうからこの制度につきましてスケジュールが送られてきてまして、11月中に手を挙げていただいて、その後、逆に派遣していただきたいと、人的なほうです。その方の募集しております。私はこういうことでこういう自治体に行きたいと。その求める自治体と派遣に行きたいと、それをマッチングさせた結果、結局要望が合わないとうまくいかない、流れないということで、報道によりますと要望した自治体が約144市町村ございます。実際にマッチングして派遣が決定した市町村が、69市町村かと思えます。その内訳につきましては、国家公務員が42名、大学の先生方が15名、民間が12名ということで、69市町村に派遣されることが決定されたと思えます。

その身分につきましては、副市町村長で9名、それは全て国家公務員です。それから、幹部職員、上級の幹部職員といたしまして39名、内訳としましては地方創生の担当部長とか地方創生推進室長、あるいは参事などの待遇で、39名ほど常勤で派遣されておしま

す。その他非常勤職員といたしまして21名、顧問、参与、あるいは地方創生アドバイザーというような形で派遣をされているかと思えます。

この制度につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、去年の11月に募集をして今年度4月から派遣されているような形になっております。先ほど申しましたように、当初11月に地方創生法が施行されて、具体的に動き始めたのは11月の末です。この申し込みが11月に入ってすぐということで、現実的に八千代町は見送ったような経過があるのですけれども、100という国が想定したのは、従前よりも先ほど議員さんがおっしゃられました人口消滅可能性市町村ということで、ある程度想定していたのではないかと思います。

その中で、先ほど144が手を挙げたのですが、69だと。茨城県におきましては、たしか7市町で要望を出したかと思えます。その結果マッチングしたという形で該当したのは、先ほど議員さんおっしゃられました高萩市、常陸大宮市、桜川市の3市になるかと思えます。この辺の市町につきましては、従前よりも人口減少に先駆的に取り組んでいるという形で、ぜひともそういう支援をいただきたいという形でマッチングして派遣されたような形になっているかと思えます。

先ほどの人口ビジョンにつきましては、今後検討するような形になるかと思えますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（水垣正弘君） 副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 1番、国府田議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町民に説明責任はあるかというようなことですが、現時点で私には何の情報もありませんので、コメントすべきではないかと思えます。

もう一つ、セクハラやドメスティック・バイオレンスの件ですけれども、これにつきましてはあつてはならないことですので、常日ごろ全職員に周知徹底を図っているところでございます。

次に、合併に対する考え方でございますが、これにつきましてはこの後大久保町長のほうからも考え方についてはご説明いたしますが、その合併の経緯、これについて私からは説明したいと思います。単独自立のまちづくりに至った経緯と定住自立圏における地域連携のことについても、この後説明したいと思います。

当町におけるこれまでの市町村合併の経過ですが、まず平成15年4月に秘書課内に合

併担当部署を設け、地区懇談会や住民アンケートなどを実施し、民意を参考にした上で議会の同意のもと、平成15年9月12日に当時の下妻市、旧石下町、現在の常総市です。旧千代川村、現在の下妻市です。その3市町村に当町を加えた4市町村で合併協議会を設立し、合併に向けた協議を行ってまいりました。

しかしながら、協議を進めていくうちに新市名称等の問題で協議会が紛糾し、平成16年11月22日、4市町村による合併協議会は解散となり、12月には町議会においても合併協議会の解散の議決が承認されております。その後、当町は創意工夫を凝らしながら徹底した行財政改革を進め、当面の間は単独自立のまちづくりを進めていくところとなった経過がございます。

次に、国の示す地方創生総合戦略のうち、定住自立圏における地域連携の推進についてであります。これにつきましては、国の総合戦略におきましては基本目標の一つに「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」となっておりまして、主な施策の中に定住自立圏の形成促進がございます。この定住自立圏構想は、中心市の都市機能と近隣市町村の農林水産業、自然環境、歴史、文化、それぞれの魅力を活用して民間の担い手を含め、相互に役割分担をし、連携、協力することにより圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口の定住を促進するものでございます。

中心市と近隣市町村が協定を結び、圏域を決定し、相互連携を図るものとなっております。この中心市の要件としましては人口5万人程度以上で、昼夜間人口の比率が1以上になっていることとされています。茨城県で該当しますのは、平成27年5月22日現在で水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市の8市となっております。

5月22日の時点では、茨城県内の自治体が中心市となって定住圏の協定を締結しているところはありませんが、水戸市と近隣の8市町村が定住自立圏形成の協定を締結することを決めたということでございます。その近隣8市町村につきましては、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村であります。

本町といたしましては、県内の状況や近隣の自治体の動向を注視しながら、地域連携についての検討を行いまして、総合戦略を策定したいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上で答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 1番、国府田議員の一般質問にお答えします。

1つ目のご質問につきましては、先ほど大里議員に答弁したとおりでございます。

続きまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問でございますが、策定の方針などにつきましては企画財政課長からの答弁のとおりであります。地方創生につきましては少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持するために、国、地方が一体となって取り組むべき課題でありますので、本町におきましても人口減少対策に積極的に取り組みまして、活力あるまちづくりを今後とも進めてまいり所存でございます。

また、八千代町第5次総合計画後期基本計画との整合性を図るとともに、国や県の施策とともに連携をとりながら、八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

続きまして、私の合併に対する考え方についてでございますが、当町は平成16年11月に4市町村による合併協議会が解散となった後、単独自立のまちづくりを選択し、創意工夫を凝らしながら徹底した行財政改革を進めるとともに、第1次行財政集中改革プランに沿って、簡素で効率的な行財政の構築を目指してまいりました。

今後とも、現在実施しております第3次行財政集中改革プランに沿って、さらなる事務事業の効率化に努め、住民福祉の増進を図りながら、単独自立・顔の見えるまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

また、国の示す地方創生総合戦略のうち、定住自立圏における地域連携の推進についてのご質問でございますが、定住自立圏についての考え方につきましては、副町長の答弁にあったとおりでございます。

八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっても、広域的な課題につきましても近隣自治体の状況を見ながら、地域連携についても検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

議長(水垣正弘君) 1番、国府田利明議員、再質問ありませんか。

1番、国府田利明議員。

(1番 国府田利明君登壇)

1番(国府田利明君) 答弁のほうありがとうございます。

3つの項目に関しましてですが、まず2点目の八千代町まち・ひと・しごと創生総合

戦略会議につきましては、時間の問題も多少ありますので、この総合戦略は、簡単に説明させていただくと、今まで国が補助金を出して、この補助金はこれに使いなさいという、そういう政治から、主体的に町で考えてくださいという、そういった地方創生の中身になってきております。このような国のまちづくりの転換期にあることを当町でももっと重視して、深く認識をまずしていただきたいということ。

そして、この地方創生の取り組みの基本策定なのですが、この認識に立つならば、八千代町であれば企業誘致、そして企業誘致であれば、何回か質問もさせていただいていますが、日野自動車関連の誘致だったり、当町は農業が盛んな町ですから白菜を中心とした八千代町の6次産業化に絞った、そういった政策なんかを盛り込んでいくということが必要になっていくかと、私は思います。

そして、人材派遣等に関しましても、やはりそういった専門分野の人をどんどん入れていく、そういったことをきちんと検討していただくというふうな形で、これは私の一つ要望と提案という形にさせていただきたいと思えます。

そして、3項目めの合併問題につきましてですが、先ほど町長、副町長のほうから答弁をいただきましたが、私が言いたいのは合併をしろと言いたいわけではないのです。合併をしない道を選んで、これから単独の道を歩むのであれば、国から予算がだんだん減ってきているのだから、町として何らかみずから自主財源を確保して、そして運営をしていかなければならない。そのためにはどうすればいいのだろう、そういうことを考えているわけです。そこに対してどういうふうに考えているのかというのを町長のほうに再度お伺いいたします。

そして、副町長のほうには、先ほど言いましたが、地域定住自立圏におけることなのですが、例えば栃木県の大田原市を中心とする八溝山周辺の地域定住自立圏に大子町が入っております。そういったふうに中心市が手を挙げた場合、八千代町としてどこどこに入っていくのかということもきちんとしていかなければいけない、そういうことに対してきちんと明確に答弁をいただきたいというふうに思います。この合併問題の再質問。

そして、第1項目めの町長に対しての告訴事件につきましてでございますが、大里議員が質問した答弁のとおりというふうにおっしゃって町長は答弁をされたみたいですが、答弁になっておりません。私が質問しているのはそういったことではなくて、私が聞いているのは事実セクハラをしたとかということを知っているわけではないのです。それ

は、警察と裁判所がやることです。ただ、町長は町のトップとして、公人であり、騒ぎになっていること、疑いのあることなのです。その責任について、町民に説明するのは当然のことだと私は思います。それは、議会に説明することも必要だと思っています。その辺をどのように思っているのかを町長にお伺いしています。そこを再質問いたします。

そして、副町長に対しまして、先ほどこのことに対して何ら情報がないというふうな形で答弁をいただきましたが、情報を知り得て、きょうこういった形で大里議員と私が一般質問しているわけですから、こういった混乱を今後招いた場合、どういうふうな対応をしていくのか。副町長という立場は八千代町の補佐役であり、職員の中でトップであるわけです。そういったところから、町としての説明義務というのは、私はあるというふうに考えています。その辺をきちんと、今後どのように対応していくのかというのを再質問いたします。必要であれば、もう一度再々質問いたしますので、答弁のほうは、1項目めと3項目めの質問に関しまして答弁をお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 2点あったわけですが、初めに定住自立圏における地域連携の推進についてというようなことで、議員からもありましたように大子町がというようなことで、大子町におきましては栃木県の大田原市を中心とする八溝山周辺地域定住自立圏というようなことで形成されているというようなことであります。

この件につきましては、全国でも今390自治体で83圏域を形成しているというようなことでありますので、当町におきましても今後の動向を見ながら、進めていきたいというようなことで考えております。

あと、先ほどの件でございますが、町民に現在の段階で副町長はどのように考えているかというようなお話でございますが、私は副町長として町長を補佐し、また職員の指揮、監督というようなこともあります。そういう意味合いからしても、今の段階で私はそういう……

（「今後です」と呼ぶ者あり）

副町長（生井光男君） いや、今の段階でそういう情報もありません。また、情報があつた場合、私に対応しなければならないそういう問題がある場合には、それなりの措置をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 1点目でございます。

皆様には心配をかけておりますが、今後とも町発展のため全力を傾注してまいりますので、議員各位におかれてもご協力を賜りますようお願いしたいと思っております。

また、地方連携とありますが、茨城県でも県北では非常に大子町を中心として常陸太田市、常陸大宮市、日立市、またその県北等においては人口減少がございまして、大子町等におかれましては高齢化率が40%近いというのが現実でございます。これから地域連携という形でございます。

この間ある代議士が、つくば市を中心とした地方連携ということを申されておりましたが、またつくば市とも、将来はわかりませんが、今日野自動車を中心とした古河市、さらに地下鉄8号線の誘致問題等におかれましても、坂東市といろいろ連携しているところございまして、この間太田国土交通大臣とも会って聞きましたが、やはり太田大臣も初めてだと。県西に鉄道誘致ということは初めて聞きましたということで、大変な関心がありまして、首都直下型地震の場合、やはり茨城県へ逃げる方が非常に多いということでございました。いろいろ地方連携を進めていきたいと考えております。

また、医療、財政再建等におかれましても、今日野自動車を中心といたしまして筑西幹線道路、向こうからと結城市から両方から攻めてくる感じで、28年度には日野工場までの4車線、八千代町分まででき上がる予定になっております。今後とも地方連携を進めていきたいと考えております。

それから、安倍内閣の地方創生でございますが、地方創生でちんたらちんたらしていたらわかりますが、わからない金をくれる交付税の増額、今は17億5,000万円ぐらいでございます。昔は28億円ぐらい八千代町はもらっておりました。やはりどこへ指定するより、我々としても交付税の増額をお願いをするわけでございます。安倍内閣も地方創生ということで膨大な予算をとっておりますが、町としては交付税の増額ということでございます。

また、それをもらうと長期ビジョンが立てられるということで、そういうことでありますので、我々としてはそういうことを要望してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 最後に、再々質問ありませんか。

1 番、国府田利明議員。

（1 番 国府田利明君登壇）

1 番（国府田利明君） 答弁ありがとうございます。

まず、3 点目の合併問題に関しましてなのですが、答弁いただいて合併に対する問題のことにつきましては大体のことがわかってきました。ただ、これから定住自立圏をどういうふうにしていかなければならないかということ、やっぱりきちんとはっきりさせていかなければいけないというふうに思っています。そして、さらにはやはり八千代町が単独でやっていくのであれば、それはきちんとどのようにしてやっていくのかということのビジョンを総合戦略も含めまして考えていかなければならないというふうに、それが一つの課題だなというふうに思いながら、それは一つわかったということと、理解ができたということと、検討していただきたいという部分でございます。

そして、1 項目めの町長に対しての告訴事件につきましては、副町長のほうで、そういった場合にはそういった対応を町として今後していくということでした。

ただ、1 点目に、一番最初に質問したセクハラ、ドメスティック・バイオレンスだけでなくパワハラが入っていたので、パワハラについても。一番最初にセクハラとドメスティック・バイオレンスにつきましては、そういうことはあってはならないというふうな形で答弁いただきましたが、パワハラについてもどのように考えているのか、副町長に再度お伺いいたします。

そして、町長に再々質問で最後の質問になりますが、議会の協力を得てとかそういうことではなくて、八千代町として長としてのトップとしてのそういった責任を説明していくということを今後していくのかということなのですが、していく考えがきちんとあるのかどうか。

別に私が聞いていることは、そのセクハラの問題がどうか、新聞がどうかということではなくて、こういった事態が起こっていることに対してどう説明していくのか、説明していくべきではないかということを知りたい、説明していかないのですかというふうに聞いているのです。ですので、その点を再々質問したいと思います。

そして、さらには町長に、副町長のほうにはセクハラ、パワハラ、ドメスティック・バイオレンスはあってはならないことというふうに答弁いただきましたが、町長のほうからは、一番最初にお二方というふうに私申し上げましたが、セクハラ、パワハラ、

そしてドメスティック・バイオレンス、これはあってはならないというふうな形の認識でよろしいのでしょうか。きちんと文言にして、あってはならないのかどうか、きちんとわかりやすく説明を求めまして、私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思えますので、きちんとした答弁をしていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（水垣正弘君） 副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 国府田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどのセクハラやドメスティック・バイオレンス、またパワハラというようなことでありましたけれども、私のできることにつきましては、先ほどの職員への指導、またそういう事態が発生した場合には、懲罰委員会などもありますので、そういうふうなものにかけていくわけですが、そういう事態にならないように、常日ごろ管理職を通じて指導を徹底していきたいというようなことであります。

議長（水垣正弘君） パワハラ。

副町長（生井光男君） 今パワハラのほうもありましたけれども、上司が部下に対して云々というようなこともないように、常に職場というのは明るい雰囲気で行われる。そして今、職員の人材育成ですか、そういうものもありますので、話し合いの中で、相互理解の中で仕事を進めていくというようなことを基本にしていきたいと思えます。

以上です。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 国府田議員の再々質問につきましては、再質問で答弁したとおりでございます。

（「あってはならないことか、その点について」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 以上で1番、国府田利明議員の質問を終わります。

次に、6番、中山勝三議員の質問を許します。

6番、中山勝三議員。

（6番 中山勝三君登壇）

6番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をいたします。

私は、1項目めが空き家の対策について、それから2項目めが第3次行財政改革プラ

ンよりということで通告をさせていただいております。

初めに、空き家の対策についてお尋ねをいたします。去る5月26日、空き家対策特別措置法が全面施行されましたが、全国の空き家総数が2013年10月時点で820万戸あるそうであり、茨城県内では、マンションやアパートなどの空き家を含む総数が18万戸ということで、こちらは7戸に1戸の割合と、こうなっているそうであり、日本が少子高齢化から2008年をピークに人口減少社会となり、人の東京への一極集中の流れとなっており、地方はますます人口が減少しております。

八千代町内の空き家数は、前回調査では約50棟となっておりますが、それから数年が経過した現在の空き家数は何棟あるでしょうか、お伺いします。また、空き家に対する相談や苦情はどのようなことが寄せられているかということも併せてお尋ねをいたします。

当町では、平成24年9月に空き家等の適正管理に関する条例を設置して、平成25年1月1日より施行したことによりまして、この空き家の不審火による火災や老朽化による倒壊、立竹木の破損等々周辺への飛散の危険、また空き家となりますとごみの散乱、腐敗腐臭、そして不審者の出入りなど起こしてまいります空き家への対策が、いち早くとれるようになったわけであり、

この八千代町の条例は、県内でも5本の指に入るほど先進的でありました。そして、強い指導力のあるすぐれた条例となっております。全部確認しますと長くなりますので、ちょっと要点だけ、すばらしい条例の確認をさせてもらいたいと思いますが、第6条のところで、「町長は、前条の実態調査に係る空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し必要な措置について助言又は指導することができる」、要点ということで略しますが、第7条においては、「必要な措置を講ずるよう勧告することができる」と。そして、第8条においては、「当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる」。そして、第9条においては、「勧告に応じないとき、又は空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる」。そして、第10条においては、八千代町職員が調査のために立入調査を行うことができると。そして、第11条においては、「その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められたときは、行政代執行法の定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた所有者等から徴収することができる」。そして、第12条にお

いては、「緊急の必要があると認めるときは」、「消防署その他関係機関に必要な措置を要請することができる」と、このような内容の条例となっております。そういうことでございます。空き家対策にはさまざまな困難も伴い、難しいというのが現実であります。

そういうことで、国のほうもいよいよもう腰を上げざるを得ないという状況になっているわけですが、この町の条例をさらに進化しといいますか、より実行するための裏づけとなりますこのほど施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法でございますが、この特別措置法におかれては、条文の違いや町と国県の置かれている立場との違いというものがいろいろありますけれども、若干この措置法の町の条例と違うところを何点か見てみますと、まずこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。それから、固定資産税など税制上の措置で減額が受けられなくなるというようなことも含まれてまいります。

また、空き家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充、その他の必要な財政上の措置を講ずるといった部分が入ってまいります。それから、規定による市町村別の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。立入調査を拒み、妨げ、または忌避した者は20万円以下の過料に処すると、こういうところが町の条例とはまた違って補完できるのではないかと思います。

そこで、現在当町に設置されている空き家等の適正管理に関する条例は、大変よくできているわけです。今後国で施行された特別措置法に準じて整合性を図り、変更していくことも必要と考えますが、執行部の見解についてお伺いをいたします。

そこで、当町においても今後空き家の増加は続くものと見られますが、特別措置法のこの第1条の中に、ちょっと全部の紹介は略しまして、空き家等の活用を促進するというような内容が含まれております。

各自治体では、さまざまな知恵を出し合って工夫をして空き家の有効利用を図っています。例えば古い建物であっても文化財のような価値のある場合もあるでしょうし、築年数の新しいものもあるかもしれません。これらを有効利活用していくという観点は、新たな方策として今後さらに求められるわけであります。

例えば一つの例でございますが、しっかり管理できるということが前提での地域での集いや、あるいは都市から農村への移住、交流に利活用する。田舎暮らしや農作業、家庭菜園のようなものを楽しみながら農村に住みたいという、こういう都会の方もたくさんおります。そういうことで、現に今八千代にありますクラインガルテン、この市民農

園はあきがないということで大変好評なわけですが、こういうのにも一部利用していただけるのではないかと。

また、既に県内でも大洗町や常陸太田市、利根町などは空き家バンクというような制度を設けて有効利用を図っております。私は、前回の質問で地方創生、先ほど前の議員が申しおりましたまち・ひと・しごと創生総合戦略というようなことを取り上げさせてもらったときに、総務省も地域おこし協力隊というものに取り組んでいる事業であるというようなことで、それを十分に生かしていったらどうかというようなことも言ったわけですが、町としてはまだ準備ができていませんという、それだけの答弁で終わりましたけれども、そういうふうな地域おこし協力隊の受け入れ等も利用するとか、さまざまな工夫ができるのではないかと。

この空き家対策というものは、従来暗いだけのイメージであったわけですが、いわゆる空き家の撤去のみを考えるのではなくて、有効利活用という2本柱でのこの発想の転換で取り組んでいく。また、産業振興課、企画財政課等とも横断的に取り組んで、そして研究、調査すべきであると思っておりますけれども、この点につきましての見解をお伺いをいたします。

続きまして、通告の2の行財政改革についてでございます。こちらは副町長が実務の責任者と伺っておりますので、副町長にお尋ねをいたします。平成27年度から平成31年度までの5年間で取り組むこの八千代町第3次行財政集中改革プランの実施に移行いたしました。プランの構成は、第1が基本的な考え方、そして第2が具体的な取り組みということで、55項目を推進していくとしております。それから、第3に推進体制というふうになっております。

内容的には、大変よく整理をされたプランだと思っておりますし、項目の取り組みにおいて継続や実施となっているものもございますが、そこで第2の具体的な取り組みの冒頭で、次のように述べられています。「意識改革と人材育成」として、「住民の立場に立って行動する「意識改革」を図り、常に問題意識を持って業務に取り組む職員を目指します。そのためには、「八千代町人材育成基本方針」を着実に実行することにより人材育成に努め、職員の意欲と能力を最大限に引き出すための取り組みを進めていきます」となっております。

そして、行財政集中改革プランを推進する上で、意識改革と人材育成が先に管理番号1から7の項目となっております。私もこの意識改革、人材育成というのは、これは一

番重要な基本になるのではないかと思いますけれども、そういうことでこの意識改革をなすというのが職員一人一人の意識改革が根本であることをあらわしているのではないかと、このプランの構成からしてそのように感ずるところであります。

そこで、この中で管理番号1につきましては接遇の向上ということで、取り組み内容は、「住民は職員に対して、電話や窓口での気持ちの良い応対を期待しています。行革マニュアルに従って、職員一人ひとりが役場の代表としての自覚をもってマナーとエチケットの向上に努めます」と、こうなっております。

そして、管理番号2の電話応対では、取り組み内容として、「電話は記録に残らないだけに、誤った情報を伝えたり、誤解を生んだり感情的なトラブルが生じやすいものです。行革マニュアルに従って、再度「あいさつ」「正確に」「スピーディーに」「メモをとる」など電話の応対について見つめ直していきます。また、電話応対の際に課名と氏名を名乗ることや、こちらからかけた際の留守番電話への伝言対応について、全職員に浸透するように図っていきます」というふうになっております。

そこで、私はプランの推進委員会のときにも申し上げましたけれども、管理番号2の電話応対ということですが、電話応対の際に課名と氏名を名乗ることは基本の中の基本なわけです。しかしながら、八千代町の職員できちんと名前を名乗る人は、ほんの少数であります。茨城県庁や、あるいは他市へ電話をすると、ほとんどがしっかりと課名、そして氏名を先方から名乗ります。そうすれば、こちらもちょうど話もスムーズにいくということで、その電話の相手側の職員の真剣さというものが伝わってまいります。

しかしながら、このことは簡単なようではありますが、自分の名前を名乗るということで責任が問われます。また、八千代町の役場を代表する立場と、電話ですからもうそういうふうに見られるわけでもあります。しかしながら、それがちゃんとできてこそ誇りある八千代町の役場の職員であり、他市町村に劣らない、そういう職員であると思います。また、住民は職員に対して電話や窓口での気持ちのよい応対を期待しております。そういうことで、電話応対の際には課名と氏名を名乗ることについて、簡単なようではございますが、基本の基本だと思いますので、この取り組みをお尋ねをいたします。

また、管理番号4におきましては、職員の提案制度の活用ということであります。こちらは「平成24年度に改定した職員提案制度を活用することで、町政及び職場の改善について広く職員から意見を求め、これを実施することにより働きやすい職場、行政への

参画意識の向上を図っていきます」と、このように述べられております。職員同士のお互いの切磋琢磨と行政の公助、そして町政の発展にもつながるこれは大事なことだと思います。そこで、24年度に改定してからの実績、こちらは何件の提案があるか。また、どのような取り組みがなされてきたかというようなこと、主なもので結構ですので、ご報告をお願いいたします。

以上の質問に執行部の具体的な答弁を求めまして、一般質問といたします。

議長（水垣正弘君） 生活環境課長。

（生活環境課長 内山 博君登壇）

生活環境課長（内山 博君） 6番、中山議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在の空き家数についてでございますが、町で把握しております空き家の数でございますが、平成27年4月1日の時点で76棟となっております。

次に、空き家についての苦情や相談内容についてでございますが、昨年度の空き家に関する苦情件数は7件ございました。相談件数はございませんでした。苦情の内容につきましては、雑草についての苦情が4件、瓦や外壁の飛散についての苦情が2件、倒壊のおそれについての苦情が1件となっております。過去の苦情件数、また内容につきましてもおおむね同様となっております。

なお、このうち4件が指導によって改善されており、改善されていない案件につきましても引き続き指導を行っております。

次に、空き家等対策の推進に関する特別措置法と町の条例との整合性についてということでございますが、特別措置法は特定空き家等に対して市町村長が命令を行う場合に、助言・指導、勧告、命令というスリーステップによる最低限踏むべき手続を定めているものです。

当町の条例につきましては、対象が特定空き家等ではなく、管理不全な状態の空き家等を対象としておりまして、先ほどのスリーステップ、助言・指導、勧告、命令という手続を満たしておりますので、整合性はとれているものと考えております。したがって、特別措置法に規定されている特定空き家等の認定がなされるまでの間、条例により今後も指導していくことになります。

なお、今後改正される県や国の説明会等におきましての指導に従って、必要があれば改正も含め検討してまいりたいと思います。

続きまして、空き家の有効活用についてでございますが、最初にお答えいたしました

町で把握している空き家についてでございますが、修繕等が全く必要なく利用できる物件は、ほとんどない状態でございます。したがって、現時点では有効活用の検討よりも、本来の適正管理の指導に力を入れていく必要性のほうが高いと考えております。

ただし、今後空き家は増加することが予想されておりますので、有効活用の検討は必要になってくるかと思われまます。そのためには、空き家物件の詳細な把握や所有者等の意向確認と連絡体制の強化なども必要になってまいりますので、その際は庁舎内でも体制づくりの検討も含めまして、これからやっていきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（水垣正弘君） 副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 6番、中山議員の一般質問にお答えいたします。

第3次行財政集中改革プランにつきましては、ご承知のとおり今年4月から施行されており、具体的な取り組みとして、先ほど議員からもありましたように全部で55項目の推進事項がございます。その中で職員の意識改革を図ることを目的とした接遇の向上、電話の対応、さらに職員提案制度の活用があり、これらは第2次プランから継続して取り組んでおり、住民の立場に立っての行動や問題意識を持って業務に取り組む職員を目指し、推進しているものであります。

具体的には、電話や窓口での気持ちのよい対応や電話対応の際に課名と氏名を名乗るといったことではございますが、これらの取り組みに当たっては住民の目線に立っての親切丁寧な対応や、電話での対応ではみずから名乗ることを心がけることなど、行革マニュアルに従った対応を全職員に周知し、さらには各種研修の受講や職場内における研修などを実践しているところでございますが、まだまだ不十分な面もあるかと思われまます。厳しい財政状況の中、職員の削減、退職、採用による職員の入れかえ、地方分権進展による事務事業の移譲等が進む中ではございますが、こういう中でこそ住民サービスのため、八千代町職員の資質の向上を図らなければならないと考えている次第であります。

町長を補佐し、行政実務の現場で職員等を指導、管理するという私の責務を自覚して、今後も引き続き職員に対する指導を徹底していくことを目指しているところでございます。

さらに、職員提案制度の活用についてであります。職員の提案に関する要綱、平成24年6月に改正され、新要綱の規定に基づき随時提案募集を行っておりますが、現在ま

での実績については1件ございます。その中身につきましては、平成24年7月20日にあったわけですが、各種委員会等において職員の任期が非常に長くなってしまいうからというようなことで、新旧交代をしてはいかがかというようなことです。高齢化に対応したと、職場の中の高齢化ということですか、そういうようなものに対応したらどうかというようなことでございます。

この提案制度について、企画財政課を中心に検討した結果、確かに職員が長くその委員会等にとどまっていると、デメリットですか、そういう面もあるけれども、また今までの経験等を考えればメリットもあるのではないかというようなことで、一応そういう提案があったことに対して事務局としては、今後組織づくりについては若い職員の活用というようなことも念頭に置いて、実施しているところでございます。そういう状況にとどまっております。

しかし、現在全庁的な推進を図っている地方創生関連事業の一つとして進めております総合戦略の策定に当たり、先月末から全職員に対し施策の提案募集を行っております。このことについては、職員も活発な意見を提案してくれております。具体的には、子育て支援策や定住促進策等の施策の提案を受けているのが現状でございます。

今後も当町行政への参画意識向上の観点から、多くの職員の提案を期待しているものであります。こうした職員の対応や行政運営に対する意欲等を今後の人事評価等にも生かして、よりよいまちづくりをしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 6番、中山勝三議員の一般質問にお答えします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、全国的にも空き家問題が地域の課題として注目されております。そうした中、当町では平成24年度に八千代町空き家等の適正管理に関する条例を制定し、空き家対策に取り組んでまいりました。しかし、人口減少や少子高齢化の進行により、空き家は今後増加することが予想されております。こうしたことから、空き家問題に関しては適正管理と有効活用の両面から施策を講じる必要があると考えております。

その中で有効活用という点では、ご指摘のありました空き家バンクや定住促進住宅な

どは、空き家を減らす上でとても有効であると思われます。ただし、あくまでも空き家は個人の所有であることから、調整が必要であることと、またこれらの施策で本当に当町の空き家問題が解決できるのかも含めて、今後とも検討していきたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 6番、中山勝三議員、再質問はありませんか。

6番、中山勝三議員。

（6番 中山勝三君登壇）

6番（中山勝三君） ただいま私の質問に執行部のほうから答弁を具体的にいただいたわけですが、まず空き家バンクについてであります。

町長のほうからも定住促進にも役立つようなことであり、できるかどうか今後検討していくというお話でございました。検討していくということですので、それ以上はないわけですが、実際に県内でも大洗町、常陸太田市、利根町、決して八千代町より大きいまちばかりではないわけです。そういうところでもこういう空き家バンクのような制度にも取り組んでいるというのもございますので、ぜひともこれが正直、例えば空き家が100棟あるから、それが10棟も20棟もこれでできるのかと、そう簡単にはまいらないとは私も思っておりますが、しかしながらこの有効利用していく、そういうことでこの空き家バンクの制度に対して積極的に取り組んでいただけるかどうか、その点をまず一つお伺いをいたします。

それから、副町長のほうから電話の対応につきまして、課名、氏名を名乗ることにつきまして答弁をいただきました。こちらに対してもしっかり指導していくと。また、そういう内容の答弁はいただきましたが、住民の目線に立って行革マニュアルを周知して、今後研修、それから職員の入れかえや事務事業の入れかえ等にも役立てていくというような答弁をいただきました。しかしながら、こういう説明は私もわかるのですが、意識改革というのは長ければできるとか、そういう問題ではないと思うのです。やはり研修とかそういうのを受けていくと、これは当然大事なことでありますが、しかし私が2項目めの部分だけまず申し上げさせていただきますと、いわゆる課名、氏名を名乗るということに関しましては、いわゆる行政組織でありますから、単なる一般家庭のマナーというものではないということで、これはきちっと徹底をして、早急に実行できるようにしていただきたいと思うのです。そういうことで、この点をもう一度お願いをいた

したいと思います。

それから、この管理番号4項目の職員提案制度、こちらにつきましても24年度からということで3年少々たちますけれども、これも1件ありましたということのご報告がありました。これは1件だからどうのこうのということではございませんが、やはり先ほど副町長申されたように、積極的にお互いに活発になって、そして職員の人事評価制度にも取り入れていきたいというような答弁もございました。

やはり、この一般職員のほうからの提案とか、そういうものを生かしていく、要するに管理者のほうの能力、これをしっかり發揮していただいて、お互いに切磋琢磨できるような、そういう職員提案制度というものを、せっかく行革でうたっているわけですから、これをもっと積極的に実施できるようにしていただきたいと思うわけですが、この点につきましても一つ再答弁をお願いしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 副町長。

（副町長 生井光男君登壇）

副町長（生井光男君） 6番、中山議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、電話での対応の中で、課名、氏名を名乗って住民の目線に立って対応していく。先ほど議員からもありましたように、組織の中の役場の職員だということが、その1点が非常に大事だと思うのです。そういう意味で、今までもしていましたけれども、これからは管理職の方にもそういう意味での徹底を図っていきたいと思います。早速きょうも管理職の方もいますので、そういうふうなことで進めていきたいと思っております。

また、職員提案制度で積極的な活発な意見をというふうなことでありますが、町でも人事評価制度によりまして、主事、主任また主幹、課長補佐、参事、課長等の人事評価制度もあります。その項目の中にも能力や態度、そういうものが各役職に応じて定められているわけでございます。課長につきましては、主事から参事までの面談を年に2回やって、今年も4月にその面談をいたしまして、どういう目標を立てて、どういうふうな仕事を進めればよりよい効果が上がるか、そういうような具体的なことまでやっております。

そういうことでありますので、私のほうからも徹底して管理職と力を合わせて、また自分も資質の向上に努めながら八千代町の職員として頑張っていきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（水垣正弘君） 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 中山議員の再質問にお答えしたいと思います。

空き家対策の再利用ということでございまして、土地は個人のものであり、さらに家も個人のもので、なかなか難しい問題があります。今後等におかれましても、生活環境課だけでは解決するのはなかなか難しいかと思うのですが、やはり産業振興課等とも協力し合って、またその他いろいろ企画財政とも、人口減に再利用ということで歯どめをかけていきたいと思います。

川尻の中山邸、当時の豪農の館であります。今現在早稲田大学でいろいろ大学教授を集めたり、さらに八千代町の農業についていろいろな調査をしております。そういう再利用の形も適当かと思うのです。中山邸においては、町で使ってくれないかということでございましたが、町もいろいろ再利用には金がかかるということで、辞退した経過がございます。

古民家等の利用というのも今テレビでやっておりますが、やはり地域との連携、あるいは集落との協力ということでございまして、家だけでは、東京から退職した人がだめでございますので、やはり土地つきということでございまして、東北面、その他でも、いろいろテレビ等もやっております。八千代もできるだけそういう再利用というか、今後対処していきたいと考えておりますので、議員各位のご協力をお願いしたいと思います。

議長(水垣正弘君) 最後に再々質問ありませんか。

6番、中山勝三議員。

(6番 中山勝三君登壇)

6番(中山勝三君) ただいま私の再質問にそれぞれ答弁をいただきました。

副町長におかれましては、一つぜひとも頑張っていきますようよろしく願いいたします。

町長のほうから空き家対策の件につきまして答弁いただきました。前向きに取り組むというような話ではあったわけなのですが、私もこの空き家に対しまして個人の所有であるとか、なかなかこれを有効利用するには大変な労力も要るだろうと、これはもちろん思うわけでありまして。しかし、町長もこの担当課、生活環境課だけではなくて、ほかの課とも取り組むというようなことは言われております。しかしながら、ちょっと気になったのは金がかかると、こういうふうに言われたのです。これはゼロというわけに

はいきません。これは何をやるにしても。だけれども、私が一つここで提案させてもらっているのは、要するに空き家バンクのような相對するところを取り持つような、そういう制度というか、インターネットとかそういうのを使って、そういうのを町としてできないかと、そういうこと。登録を受け付けて、そしてそれを発信していく。利用したい人には、そこをうまく相對してやってもらうとか、あるいは町の不動産屋さんをうまく紹介するとかと、そういうふうな工夫をしてやっていけないかと、そういう空き家バンクのような制度をつくっていったらどうかと、こういうことを一つ提案をさせてもらっているわけです。前向きに検討するような答弁をいただいていますけれども、その点を一つ町長にお伺いをいたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 八千代町でもふるさと公社のクラインガルテン、あそこは大変人気があります。土地つきで売ってくれないかという要望がございますが、やはり空き家対策は非常に難しい問題でありまして、いろいろ不動産屋とも連携した中で、今後八千代町の活性化、あるいは地方創生の中で解決していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 以上で6番、中山勝三議員の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

（午後 零時13分）

議長（水垣正弘君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午後 零時25分）

議長（水垣正弘君） 次に、4番、大久保弘子議員の質問を許します。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。4項目について質問をさせていただきたいと思ひます。

まず1つ目は、子ども・子育て支援制度についてです。消費税10%を前提としての計画だったこの制度が消費税10%の増税が先延ばしになり、制度の実施も延期になる予定

でしたが、今年1月23日の政府の通達により、この4月からの実施ということになり、町内の施設もその対応に追われ、混乱しておりました。児童福祉法24条2項に位置づく保育所以外の認定こども園、小規模保育などでは、基本的には利用者と事業者が直接契約し、保育料も事業者が徴収します。新制度では、2号、3号認定の子どもについて、保育短時間、保育標準時間に区分することが求められています。

そこで、1つ目に、これまでの保育所、幼稚園に対する国基準額からどのように変わり、子育て家庭に対する経済的負担がふえるのかお聞きいたします。

2つ目に、新制度では年少扶養控除の廃止前の旧税額を再計算するこれまでの取り扱いが見直され、年少扶養控除が廃止された税額に基づく算定で基準額を設定しています。それによって保育料がふえる世帯が出てきますが、自治体によっては旧税額で再算定の措置を行う努力をしているところもあります。当町ではどうかお聞きいたします。

3つ目に、保育料の多子世帯への軽減では、新たに幼稚園では第1子が小学校3年までが対象となります。補正予算の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、2015年度から上の子の年齢に関係なく第3子以降の保育料無償化など、子育て世帯への経済的支援を拡充する自治体の取り組みが始まっています。当町においては拡充の計画はあるのかお聞きいたします。

2項目めです。小児マル福単独事業についてお尋ねいたします。今政府の自治体にかかわる予算措置の中に、子育て支援策が位置づけられております。少子化が進んでいる中で安心して結婚し、出産、子育てができる子育て応援の拡充が各自治体で広がっております。

そこで、1つ目に、当町では小児マル福制度による医療費の無料化が中学卒業までとなっております。拡充されました。県内では高校3年生までの無料化が進められ、県西では結城市、常総市、古河市が実施しており、筑西市も今年10月から実施の予定となっております。当町におかれましても無料化の拡充を求めますが、いかがでしょうか。

大子町においては、少子化対策の一環として高校3年生までの無料化に所得制限なし、入院、外来、全ての自己負担を撤廃して、先進的に実施しております。所得制限なしについては、平成27年4月1日現在34自治体の実施しております。当町におかれましても所得制限撤廃を求めます。また、自己負担については、当町は外来においての未就学児のみとなっております。少子化子育て対策は当町にとっても喫緊の課題です。外来、入院も含めて大子町のような思い切った完全無料化を実施し、八千代町で子育てがしたい

と思えるような対策を行うべきではないでしょうか。

3項目めに移ります。非核平和都市宣言の看板、あるいは垂れ幕の設置についてお尋ねいたします。今年には戦後70年の節目の年です。平和や人間の平等などについて改めて考えなければならない時期ではないでしょうか。4月27日から5月22日までNPT再検討会議が国連本部で開かれました。世界は核兵器廃絶に向けて大きく動いております。しかし、日本では、政府による安全保障法制が今国会で強行されようとしています。この法案が通れば、日本の自衛隊が戦闘地域まで行ってアメリカの支援をし、武器の使用もあり得る、戦死のリスクも高まると言われております。平和や人間の平等が再び奪われることは許せないことです。過去の戦争で若者も女性も人間として生きる権利が奪われてきました。従軍慰安婦もその犠牲のあらわれです。そこで、町長にお尋ねいたします。

1つ目に、町長は女性の人権について、また女性に対する人間としての差別についてどう思われるかお聞きいたします。

2つ目に、日本は唯一の被爆国として世界に不戦を誓い、憲法9条が制定されました。非核平和都市宣言は全国多くの自治体で掲げられ、県内でもほとんどの自治体が宣言し、看板を設置しています。平成22年の6月議会の私の一般質問で、町長から、前向きに検討すると答弁をいただいております。あれから5年が経過しておりますが、いまだに宣言も設置もされておられません。早急に実施を求めるものです。

4項目めに移らせていただきます。地方創生先行型の予算の具体化について、提案も含めて質問させていただきます。政府が進めている地方創生の基本目標の柱の一つには、連携中枢型都市圏など行政サービスの集約化を進めて、国から地方への財政支出削減を図ろうとするものや、アベノミクスの大企業が活動しやすい環境づくりのための規制緩和を促進するものなどが含まれております。道州制に向けての政府の狙いがあります。同時に、もともと地域の将来にとって必要とされてきた真の地方再生に役立つ財源となり得るものも多く含まれており、各自治体で具体化が進められております。当町におきましては、現在地方創生先行型の具体的な施策を政府の方針に基づき計画、策定するところだと思いますが、その策定に当たっての具体的な提案をさせていただきたいと思っております。

1つ目に、住宅リフォーム助成制度についてですが、過去にも制度活用がなされておき、その経済的効果もあったと確認しております。制度の復活を求めるものですが、い

かがですか。

2つ目に、高崎市では高崎市まちなか商店リニューアル助成事業を行い、商店の活性化につながっているそうですが、当町におかれましても助成事業の実施を検討していただきたいと思います。

3つ目に、ひとり親への支援策の一つとして、6月の議会で補正予算が組まれましたが、その中にひとり親家庭への支援策がなくなっており、消耗品扱いになって予算が組まれております。これはちょっとどうかと思います。全ての子ども・子育て家庭にランドセルの支給など考えられますが、ぜひ実施をお願いしたいと思います。

さらに、地方創生先行型の交付金については、ソフト事業を中心とする中身になっておりますが、近年の異常気象による児童生徒の健康や環境を守るためにも、また省エネや防災、減災という意味も含めた小中学校への太陽光発電パネルの設置をすること。また、自然エネルギーによる節電効果と子どもたちの学ぶ環境を改善するためにも、それを利用したエアコンの設置を進めることを求めるものです。愛媛県松山市では、現在市内の小中学校約6割47校にパネルが設置され、年間93万キロワットの発電量になっているということですし、クーラーの設置も順次広げていく計画になっているということです。当町での実施も求めるものです。

さらに、当町は農業が基幹産業であります。今お米農家は米価暴落で厳しい状況にあります。地産地消の一つとしてお米を利用、米粉パンづくりの研究と学校給食への活用を求めるものです。秋田県各地で行われており、地場産米粉の安定供給と眠っている水田の復興の点でもすばらしい施策だと評価されています。

以上を求めまして一般質問を終わります。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 4番、大久保議員の一般質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援制度について、新制度に移行する私立幼稚園には、これまでの定額制から応能負担に変わる。これによって4月から新制度に移行した幼稚園の保育料の変化はについてでございますが、子ども・子育て支援法が制定され、子ども・子育て支援新制度が今年4月にスタートいたしました。全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられる社会を実現するために、教育、保育の量の拡充と質の向上が図られて、教育、保育給付制度が創設されました。

3歳以上の保育の必要な児童は2号認定、保育の必要のない児童は1号認定、3歳未満の保育の必要な児童は3号認定を受けることになります。幼稚園では1号認定の児童に教育活動を提供しますが、認定こども園に移行した施設では2号認定や3号認定の児童も一体的に教育、保育を提供することができます。

保育料につきましては、従来私立幼稚園は各園が設定した一律の保育料でしたが、新制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園は、町が定める教育、保育利用者負担額の設定に基づき、保護者の所得に応じて決定された負担額を納付する制度に変更されました。従来私立幼稚園に就園する児童を持つ保護者には、保護者負担軽減補助金と納付した保育料を所得に応じて就園奨励費補助金として返還されてきました。

新制度においては、国が定める利用者負担の基準額は、入園料に毎月の保育料を加えた負担総額の全国平均から、就園奨励費補助金を受けた場合の実際の負担額をベースに設定しております。町で利用者負担額を設定するに当たりましては、従来の負担額を超えないように計算をいたしまして、国の基準額から減額して設定をいたしました。

国に倣って町内の私立幼稚園の入園料、保育料、給食費の総額の平均額から保護者負担軽減補助金、就園奨励費補助金を受けた後の負担額を計算し、これに応じて新制度における利用者負担額を設定いたしました。所得の階層区分については、町民税所得割額により5階層に分かれており、生活保護世帯の1階層から5階層までとなっております。2人目については、国の基準額は1人目の半額ですが、町では従来の負担を超えないように、さらに軽減して設定をいたしております。給食費については、利用者負担とは別に納付することになるため、これを勘案した利用者負担額を設定しております。

保育認定の2号、3号につきましては、階層が8階層に分かれており、従来保護者の所得税額により階層区分が決定されていたところですが、1号認定と同様に町民税所得割により階層区分が決定される仕組みに変更されました。こちらも同じ階層区分では、従来の保育料から負担がふえないように、国の基準額より低く町の基準額を設定しております。

新制度においては、教育、保育の量と質の向上が図られたため、国の定める利用者負担は従来の保育料より全体的に上がる設定になってはいますが、町では保護者の負担がふえないように設定をしておりますので、町自体の負担は増加しますが、子育て支援の一層の充実に努めております。

次に、年少扶養控除による保育料の算定はについてですが、平成22年度の税制改正に

より、平成24年度課税の住民税から16歳未満の子に対する年少扶養控除が廃止されました。保育料については、保育所の保育料では国の要請に基づいて、また幼稚園の就園奨励費補助金でも保護者負担に変動が生じないよう廃止前の算定方法により再計算が行われてきました。これは、国の指示によるものでしたので、算定方法が示され、統一的に全国一律で実施された措置であります。

新制度においては、年少扶養控除の廃止から一定期間が経過していることや、今後税制が改正された場合には再計算が相当複雑になる可能性を踏まえて、国は基本的に年少扶養控除の再計算は行わないこととしました。これを受けまして、本町でも年少扶養控除の再計算は行わないことといたしております。

再計算により税制的に優遇されていた方の一部に保育料が上がる方もいらっしゃいますが、町民税は被扶養者の数に応じて所得割の非課税限度額が上がるため、保育所保育料において所得税による再計算をした場合よりも、多子世帯で負担が下がる方もいらっしゃいます。負担が上がる方は所得の階層が比較的上位の方で、応能負担の考えからは公平性が保たれる面もあることから、再計算は行わないこととしております。

次に、地域住民生活等緊急支援のための交付金の活用で、第3子以降の保育料の無償化についてですが、1号認定の教育の給付の方は、小学校3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に1人目、2人目と数えて、2人目は国では半額のところ、更に軽減して、2階層、3階層の方が1,000円、4階層の方が3,000円、5階層の方が5,500円と設定をさせていただきます。さらに、3人目以降の方は無料となっております。

2号、3号認定の保育の必要な方は、小学校就学前の範囲において、最年長の子供から順に2人目は半額、3人目以降は無料となっております。年齢が異なる理由は、2号、3号認定の方については、入所児童がゼロ歳から5歳であるため、6学年が多子軽減の対象となります。1号認定の教育の方は、3歳から5歳の3学年であり、保育認定との整合性を図るため、1人目の対象学年を小学校3年生までの6学年としています。

このように多子世帯について保育料の軽減をしている状況があります。地域住民生活等緊急支援交付金の消費喚起・生活支援型につきましては、既にプレミアム商品券発行事業で実施計画を決定しておりますので、保育料の軽減に対しましては今後の国の交付金の内容を注視してまいりたいと考えております。

議長（水垣正弘君） 町民課長。

（町民課長 塚原勝美君登壇）

町民課長（塚原勝美君） 4番、大久保議員の一般質問にお答えいたします。

小児マル福単独事業について、まち・ひと・しごと創生関連事業に位置づけている国の社会保障の充実も含めた高3までの対象拡大、それから2番目としまして、所得制限撤廃、自己負担金の撤廃についてのご質問でございます。

最初に、高3までのマル福単独事業対象拡大についてでございますが、子どもの医療費助成につきましては、子育て支援の一つとしまして、次世代を担う子どもたちを安心して育てられる環境づくりのため、県制度に加え、町の単独事業として医療費助成の対象を平成25年10月に小学4年生から小学6年生までの入院外来を、平成26年10月から中学3年生までの外来まで対象年齢を拡大し、制度等の充実を図ってきたところでございます。

しかしながら、子育て家庭の求めているニーズに積極的に応えていくためにも、さらなる子育て支援を目指しまして、厳しい財政状況の中ではございますが、より効果的な方策を勘案する中で、高校卒業までの対象者の拡大につきましては、国、県の施策や県内市町村の状況等を確認しまして、検討を重ねていく必要があると考えております。

次に、所得制限撤廃、自己負担金の撤廃についてでございますが、所得制限につきましては県の基準に基づいて実施しているところでございます。自己負担金につきましては、未就学児について町の単独事業として平成17年4月ごろより自己負担分の外来分を無料にいたしまして、未就学児童のいるご家庭を支援してまいりました。所得制限の撤廃につきましては、所得制限の撤廃を実施している市町村が年々ふえていることから、今後検討してまいりたいと考えております。自己負担金の撤廃につきましては、現在の財政状況を考慮いたしますと、こしばらくは難しいものと考えております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 4番、大久保議員のご質問にお答えいたします。

地方創生先行型の予算の具現化についてのご質問でございますが、ただいま議員が提案されました施策等につきましては、一つの意見として、今後町民のご意見や議会の代表を初めといたします各界の有識者で構成されました八千代町まち・ひと・しごと創生戦略会議、あるいは創生本部の中でご意見等をいただきながら、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定作業の中で、予算面も含めまして検討させていただきたいと考えてお

ります。

また、地方創生関連の交付金事業につきましては、今後国におきましてまち・ひと・しごと創生基本方針2015が取りまとめられ、その中で平成28年度以降の新型交付金の制度概要が公表される予定となっております。

制度の詳細等につきましては、予算編成の中で決定するものでありますので、国の動向を注視しながら、予算化について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 4番、大久保弘子議員の一般質問にお答えします。

子どもの医療費助成につきましては、ただいま担当課長が申し上げたとおりであります。順次対象年齢を拡大してまいりました。そして、平成26年10月から中学3年生の外來までを対象年齢に拡大し、制度等の充実を図ってきたところでございます。

続きまして、所得制限撤廃、自己負担金の撤廃につきましては、現在の財政状況を考慮すると難しいものと考えておりますが、県、国の施策や県内市町村の状況等を調査してまいりして、検討していきたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

続きまして、非核平和都市宣言の看板、あるいは垂れ幕の設置についてでございますが、まず安保法制につきましては私といたしましては答弁をする立場ではございませんので、発言を差し控えさせていただきます。

また、看板、垂れ幕等の設置につきましては、非核都市宣言をしているほかの市町村の状況を参考にしながら検討していきたいと考えておりますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

そのほか女性の人権、人格については、男性と同格に尊重していきたいと考えております。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 4番、大久保弘子議員、再質問はありませんか。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、再質問をさせて

いただきたいと思います。

初めに、子ども・子育て支援新制度についてですけれども、執行部よりご答弁をいただきましたが、福祉保健課長からのご答弁をいただいておりますが、保育短時間と保育標準時間を選んだ場合、短時間で延長保育を受ける場合と標準時間で希望する場合とでは、標準時間を選んだ保護者の方のほうが短時間よりも延長保育分だけ保育料がどういうふうになるのか。また、短時間を選んで延長保育を受ける場合、さらに標準時間よりも保育料が高くなるのか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

2番目のマル福単独事業については、検討していただけるというご答弁をいただきました。所得制限なしは27年度、今年度の4月1日現在で34自治体、茨城県は44自治体ありますが、その中でほとんどの自治体が実施しているということですので、さらなるご検討をお願いしたいと思っております。

3番目の非核平和都市宣言の看板についてですが、町長のただいまのご答弁がはっきりしませんでした。女性の人権について、女性に対する人間としての差別について。これは、過去の戦争と、いまだにそういうことはありますが、過去の戦争において従軍慰安婦という女性に対して強制的に行われたという、そういう事実があるわけです。そういうこともタイアップしまして、女性に対する人権、それから女性に対する人間としての差別、その辺は町長はどうお考えかというところをはっきりと、通り一遍ではなく、本心から答弁をいただきたいと思っております。

また、2つ目の質問の中に、先ほど非核平和都市宣言、それから看板と垂れ幕の設置、あれからもう5年もたっておりますが、何も検討されておられません。今ご答弁の中には検討するというお話でしたが、いつごろまでに実施を考えているかお聞きいたします。

4番目の地方創生先行型ですけれども、町長にお伺いいたします。住民の福祉や教育、暮らしの向上を図るのが地方自治体の役割、責務であると思います。今後5年間にわたって地方創生先行型の予算化が行われるものと思われませんが、その今後の予算化、そして町長の予算要望、その辺のところをご答弁いただきたいと思います。

以上です。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 4番、大久保議員の再質問にお答えをいたします。

再質問の内容につきましては、保育標準時間認定と保育短時間認定の場合で延長保育

を選んだ場合にどのようなことになるかということでございますが、まず保育標準時間の認定でございますが、こちらにつきましては就労を事由とする場合で両親ともにフルタイム、もしくはパートタイムの就労の場合に、1カ月120時間以上の就労が要件となっております。

それから、保育の短時間の認定に関しましては就労を事由とする場合には、両親の両方またはいずれかがパートタイムの就労であり、本町の基準では1カ月48時間以上の就労が要件ということになっております。それと併せまして、標準時間と短時間では預かる時間帯が違いまして、それぞれ保護者の方自身の就労の状態によって保育の必要性をもって、こちらの認定をまず選択するものかと思えます。

それと併せまして、利用者の負担額でございますが、標準時間、それから短時間の月額負担額の差につきましては、さほど変化が出ておりませんで、最大で1,000円の差ということになってございます。それぞれの保護者の方の理由によりまして、状況をまず選んでいただくということになるかと思えます。

そこへ、延長保育を選んだ場合の個人の負担でございますが、こちらにつきましてはまず標準時間の場合には1日100円ということございまして、月に1,000円までというような状況でございます。

これが短時間の場合にはやはり1時間100円になるかと思えますので、一概にどのようなことということよりは、実際に保護者の利用の形態によりまして、標準時間がいいのか短時間がいいのかということで選択をいただければというように考えております。よろしくお願いを申し上げます。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保弘子議員の再質問にお答えします。

非核平和都市宣言の看板あるいは垂れ幕の設置についてということで、5年前に前向きに検討すると言いましたが、これからも検討はしていきたいと考えております。

また、従軍慰安婦等におかれましては、韓国等における日本との戦争状態の中で従軍慰安婦ということで位置づけでございましたが、韓国との平和条約を何とか結んだときは、従軍慰安婦なんていう言葉は一つもありませんが、最近になりまして従軍慰安婦という言葉が出たようでございます。韓国とはこれからも、隣の国でありますので、日本の韓国等の併合とかいろいろ、非は非でこれからも、女性としては慰安婦問題等におかれま

しても、日本の犯した罪については深く受けとめていきたいと考えております。

従軍慰安婦というのは通告にありませんので。

以上であります。

議長（水垣正弘君） 4番、大久保弘子議員、再々質問はありませんか。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、再々質問をさせていただきますと思います。

なぜ非核平和宣言がされたかということですが、それは日本が、先ほども質問で取り上げましたが、戦後70年です。戦前15年間続いた戦争、その最後の昭和20年、終戦の年、アメリカによる原爆が広島と長崎に落とされました。それで何十万人という犠牲者が出たのです。それに対する意識というか、そういうものがすごく町長は低いのではないかと思います。従軍慰安婦についても、長い間取り上げられてきました。最近のことではないのです。それは、戦争があったために犠牲になったわけです。それは、日本軍の兵士ばかりではなく、女性も犠牲になっているわけです。そういう中で女性に対する人権、そして人間としての差別、そういうことについてお伺いしているわけで、従軍慰安婦について質問がないといっても、質問はさまざま細かい内容に行き渡って質問しますので、全て通告の中に盛り込むわけにはいきませんので、そういうふうになっているわけです。今の町長の答弁ですと、何かちょっと余りにも当時の認識と、これまでの平和や人間の平等についての認識が薄過ぎるのではないかというふうに思います。

また、非核平和都市宣言の看板と垂れ幕ですが、また検討するというご答弁でした。この前、5年前にも検討します、前向きにというお話でした。また、検討しますの内容です。これはちょっといかがなものかと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 再々質問に答弁いたします。

従軍慰安婦等におかれましても、韓国と日本政府の問題でありまして、私は従軍慰安婦等につきましては、韓国等におかれましても、これから仲よく、自由主義を標榜している韓国でありまして、日本は同じく仲よくやっていきたいと考えております。

いろいろ考え方の相違等もありますが、そういうことでありますので、再々質問の答

弁といたします。

以上です。

議長（水垣正弘君） 町長、非核平和宣言の看板。

町長（大久保 司君） 看板については、前向きに検討するというごさいますので、立てるか立てないかは、これは町の考え方、私の考え方もありますので、これは了解していただきたいと思ひます。

（「議長、国政、国策については一般質問はできないことになつております」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 静肅に。

以上で4番、大久保弘子議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出された通告による一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求めることに関する請願

議長（水垣正弘君） 日程第2、請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求めることに関する請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月3日の本会議において教育民生常任委員会に付託してありますので、委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

中山教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 中山勝三君登壇）

教育民生常任委員長（中山勝三君） ただいま議長のご指名をいただきましたので、教育民生常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求めることに関する請願であります。

当委員会は、委員4名出席のもと、6月3日午後零時10分から役場4階第6会議室において、町執行部より町民課長、町民課参事、福祉保健課長、福祉保健課参事、生活環境課長、教育委員会から教育長、教育次長兼学校教育課長、学校教育課参事、公民館長兼図書館長兼生涯学習課長、生涯学習課参事、給食センター所長の出席を求め、担当課長から請願内容についての説明を受け、慎重に審議をいたしました。

その結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました案件に対する審議の経過と結果について申し上げます。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

議長（水垣正弘君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

請願第1号に対する教育民生常任委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求めることに関する請願については、委員長報告のとおり採択と決定をいたしました。

日程第3 議第1号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出について

議長（水垣正弘君） 日程第3、議第1号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案につきましては、全員協議会において説明済みでありますので、朗読及び提案理由を省略し、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議第1号 手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議第1号 手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議員派遣の件

議長(水垣正弘君) 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり決定いたしました。

日程第5 閉会中の継続調査の件

議長(水垣正弘君) 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(水垣正弘君) 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。これから本格的な梅雨の季節になり、気

温が変わりやすくなってまいります。皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意されまして、またそれぞれのお立場でのご活躍をご期待申し上げます、平成27年第2回定例会を閉会といたします。

(午後 1時16分)